

学習院大学 法科大学院ガイド

GAKUSHUIN UNIVERSITY LAW SCHOOL GUIDE

2021.5
VOL.

15

授業紹介 家族法／刑事模擬裁判／法学入門演習1



家族法 (大村 敦志 教授)

最近の家族法改正を素材に、家族法の基礎と先端を学ぶ。

Q1 認知は
いつからいつまで可能か？

Q2 夫の精子を使った死後懐胎につき、
嫡出推定が働かないのはなぜか？

○学習の観点から見た家族法改正 民法の後2編(親族編・相続編)は「家族法」と呼ばれています。第2次大戦後の1947年に日本国憲法が施行されたのに合わせて、それまでの家父長主義的な家族法が改正されて「個人の尊厳と両性の本質的平等」(民法2条)を基本原理とする新しい家族法が誕生しました。この1947年改正民法(昭和民法)の家族法は戦後40年にわたって日本人の家族観をリードしてきましたが、1990年代に入ると時代遅れになり始めました。

そのため、1990年代半ばから改正作業が目立つようになります。婚姻法(1996年改正要綱)・実親子法(2003年中間試案)など初期の改正は実現には至りませんでした。2010年代に入ってから、2011年に親権法改正、2018年に成年年齢引下げと相続法改正、2019年に特別養子法改正が実現しました。現在も、二つの改正作業(実親子法改正と親権法を中心とした改正)が進行中です。1996年の改正要綱や2003年の中間試案も、違憲判決に基づく法改正や議員立法によって

一部は実現しており、一部は進行中の改正の中で実現する可能性があります。

進行中の二つの改正が終わると、家族法現代化のための見直しは一通りは完了します。このことは、過去30年の立法の経緯をたどれば、戦後日本の家族法が何を前提として出発し、何が変りつつあるのかわかるということを意味しています。ですから、今日において家族法を学ぶのに、家族法改正は絶好の教材になります。

授業紹介



○授業の進め方 そこで2020年度の家族法の授業では、毎回、婚姻なら婚姻、実親子なら実親子につき、基礎知識をまとめた予習資料（資料1の「I 基本」の部分に対応）を事前に配布し、これを読んでいることを前提に、オンライン授業では立法によって改正がなされた（試みられた）問題（資料1の「II 先端」の部分に対応）を取り上げて、時には質疑応答を交えながら、立ち入った解説をしました。

2020年度は毎回小テストも行いました。資料2に掲げたように、課題は毎回2題で、Q1は予習資料を読めば簡単に解けるもの、Q2は法改正についての解説を聞いた上で考えてもらうもの、を用意しました。いずれも、制度の基本的な考え方を意識するのに役立つものを選ぶようにしています。

資料2に掲げた問題を少しだけ考えてみま

しょう。Q2から始めます。夫の精子を使った人工授精によって生まれた子の父親は誰か。卒然と考えると、それは夫だろう、と思うかもしれません。確かに夫が生きている間に生まれれば、子を産んだ母の夫が子の父であるとされます。これが嫡出推定です（民法772条1項）。しかし、Q2の場合には母には夫はいません。人工授精には夫の精子が使われているのですが、夫はすでに死んでしまっているからです。ただし、夫の死後300日以内に生まれた子には嫡出推定が及びます。夫の生前に懐胎したと推定されるからです（民法772条2項）。では、嫡出推定が及ばないとすると、生まれた子の父はどのようなのでしょうか。

ここでQ1が関係してきます。結婚していない母が生んだ子の父親は認知（民法779条）によって定まります。父が自ら進んで認知しない場合には、子が認知の訴えを起すこともできます（民法787条本文）。この認知の訴えは今日では夫の死後3年までは可能です（民法787条ただし書き）。そうだとすると、Q2の場合にも、生まれた子は認知の訴えを起すことができそうです。ところが最判平18・9・4民集60-7-2563は、この訴えを認めませんでした。この判決には賛否両論があります（2003年の中間試案をまとめるにあたっては、このような判例の考え方が有力

でしたが、事件が裁判所に係属していたため明記はされていません）。オンライン授業ではそのあたりを解説しますが、ここで問題になるのは嫡出推定ではなく認知である、というのは議論の共通の前提です。Q2はこの点に関する理解を改めて確認するものです。

○授業の資料 私の授業では事前に、毎回の授業内容の概略を示す「目次」（資料1）を配付し、その中で授業で取り上げる参考判例（目次中の*）を示しています。2020年度はオンライン同時配信の授業を行ったため、前に説明した予習資料とともに小テストの「課題」（資料2）も配付しました。

受講生の声

在学生/久保 真里亜

大村先生は、法務省の法制審議会のメンバーとして民法改正等に携わってこられ、家族法の分野において、過去に法制審議会や与党の部会でどのような議論がなされてきたか、また、海外の制度がどうなっているかなど、ストーリー性のある「家族法」の講義を聴くことができます。これにより、淡々と条文の知識を覚えるだけでは知ることができ、「家族法」の知識を得ることができ、また、条文等の記憶の定着にも役立ちました。

資料1（授業の目次の一例）

- | | |
|---|---|
| 第4回 実子1—2003年改正案
I 基本—親子法の概観
1 二つの実親子関係—婚姻と親子の関係
2 嫡出子（772条～778条）
（1）嫡出推定 （2）嫡出否認の訴え
3 非嫡出子（779条～789条）
（1）認知 （2）認知の訴え
*最判昭37・4・27民集16-7-1247百選31 | II 先端—生殖補助医療と親子法
1 議論の発端
（1）新旧の生殖補助技術—人工授精と体外受精
（2）親子法上の問題 （3）根津事件
2 議論の展開
（1）二つの審議会—厚生科学審議会と法制審議会
（2）法制審での議論 （3）その後の状況
*最判平18・9・4民集60-7-2563百選34
*最決平19・3・23民集61-2-619百選35 |
|---|---|

資料2（小テストの課題の一例）

- Q1：認知はいつからいつまで可能か。（子の出生前にも可能か、また、父の死亡後にも可能か）
（50字～100字程度）
- Q2：夫の精子を使った死後懐胎につき、嫡出推定が働かないのはなぜか。
（50字～100字程度）

充実した設備

1 模擬法廷教室

西2号館5階には、地方裁判所とほぼ同じ構造を持つ「模擬法廷教室」があり、「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」等の授業で使用しています。



2 自習室

セキュリティ管理されている中央教育研究棟9階フロアには「自習室」「ロッカー室」があり、朝7時から夜11時まで利用できます。自習室の座席は1人1席、鍵付（暗証番号式）ロッカーは1人1台を専有することができます。在学生の希望者には、ノート型パソコンが貸与されます。



刑事模擬裁判 (高橋 健 教授)

体験を通じて裁判手続を具体的にイメージし、刑法・刑事訴訟法の理解を深める。



刑事模擬裁判は、3年生の必修科目として開講される法律実務基礎科目で、裁判官・検察官・弁護士の実務家教員3名が担当します。刑事手続は「捜査」と「公判」に大別されますが、刑事模擬裁判の授業では、「公判」の部分を行います。履修生は、裁判官・検察官・弁護人のいずれかの役割を担当し、模擬裁判用記録に基づいて、主張・立証活動、訴訟指揮等の様々な訴訟活動を行うという体験をします。

2年生までに刑法・刑事訴訟法を学んできたと思いますが、模擬裁判で訴訟活動を行う際に、それまでに身に付けた法律の知識や理論を総動員することになります。模擬ではあるものの、予定されている手続を教員が途中で止めることはないで、手続はリアルタイムで進行していきます。眼前に繰り広げられる手続進行を肌で感じながら、身に付けた知識や理論をどう使うのか具体的なイメージを持つことができ、机上の知識や理論をより一層理解することにつながるはずですが、ただ、難しく考えすぎる必要はありません。あくまで模擬裁判です。失敗することを恐れずに、とにかく体験してみるという姿勢が大事です。是非、主体的・積極的に取り組んでください。本学では、刑事系の法律

実務基礎科目として、実務家教員3名が担当する刑事実務が開講され、実務において、知識や理論がどのように実践されているか、個々の訴訟活動がどの条文に基づいているかなどをさらに学修します。刑事模擬裁判と刑事実務の両者の授業を通じて理論と実践を学修・体験することで、刑法・刑事訴訟法の理解を深めるという意味があるので、刑事模擬裁判での実践・体験は刑事実務の授業に取り組む際にも前提となるといえます。

授業では、教科書として司法研修所刑事裁判教官室『プラクティス刑事裁判』及び『プロシーディングス刑事裁判』を使用し、公判前整理手続、公判手続(冒頭手続、証人尋問を含む証拠調べ、論告・弁論、判決宣告)を行います。模擬裁判を始める前に、授業内で刑事裁判に係るDVD視聴を行うので、各自の役割に応じた訴訟活動として何をしたらいいかわからないということにはなりません。履修生は、役割に応じた十分な準備をする必要があります。例えば、証人尋問に臨む際に、検察官・弁護人役は「質問者はどんな質問をするだろう。」「もし質問者が不適法な質問をしたら、すぐに異議を出そう。」などと考えて異議理由を条文で確認する必要がありますし、当事者から異議が出た場合は裁判所が適切に対処しなければなりません。裁判官役も予め異議理由を確認しておく必要があります。証人尋問は原則としてやり直しができないので、各自緊張感をもって裁判に臨む必要があります(2020年度は、遠隔授業の下で証人尋問等を行いました。リアルタイムでの進行に変わりがなかったため、模擬法廷が使用できなくとも、履修者はかなり緊張した面持ちで訴訟活動を行っていました)。各訴訟活動

の条文上の根拠は極めて重要であり、これを丁寧に確認することで、これまで学んできた理論がどのように手続の中で実践されているかを改めて理解できますから、授業で指摘した条文は必ず確認するようにしてください。

予定されている手続は履修生のみで進行してもらいますが、区切りのいいところで、教員が、実務の視点を踏まえつつ、良い点、不十分な点等を講評で指摘します。十分な準備をしたつもりでも不十分だと指摘されるかもしれませんが、初めて主体的に訴訟活動をする履修生が大半でしょうから、気にする必要はありません。失敗を恐れずに思い切り取り組んでください。

刑事模擬裁判での体験を踏まえて具体的に手続をイメージすると、事案や手続の意味も理解しやすくなり、知識が定着すると思います。刑事模擬裁判に積極的に取り組むことで、刑事法を得意科目としてください。

受講生の声

修了生/美田 敦賜

本学は少人数なので一人一人が公判前整理手続で発言したり公判で尋問したり「異議あり」と言えたり、訴訟当事者になりれます。私は弁護人役で参加したのですが、模擬だとわかっていても被告人役の前にするとその人生を背負っているかのように緊張しました。刑事裁判上の各手続は一つ一つが判決に繋がる重要なプロセスで絶対に失敗できません。条文や教本を真剣に読み込み、本学の法曹三役の各実務経験者の教官らに逐一質問します。座学にはない実感とともに刑事裁判手続の生きた知識と深い理解を得ることができました。

3 演習室

中央教育研究棟10階に5室あり、自主ゼミ等で利用できます。



4 法学部・経済学部 図書センター

東2号館にあり、法学、政治学、経済学、経営学に関する専門図書を中心に約67万冊を収蔵しています。法を学ぶ上で必要な各分野の専門書が充実しているほか、判例検索など各種データベースにアクセス(無料)して、最新データを活用しながら学習することも可能です。



法学入門演習1 (安村 勉 教授)

条文、判例、基本書を読むイロハ、法的思考方法に則った文章を書くイロハを学ぶ。



法科大学院制度が始まった当初から、法学未修者教育は、標準修業年限での修了率や司法試験合格率低さなどの問題を抱えてきました。得てして法学未修者は、司法試験のレベルもわからずに毎日の授業の予習に追われ、学習方法や学習目標に戸惑いや不安を覚えていることが多い、ということが指摘されてきたところです。多くの法科大学院と同様に、学習院大学法科大学院でも、こうした問題に対応すべく、研究者教員による「法学入門講義」や「法学入門演習」を正規カリキュラムとして未修者向けに開設したり、司法修習を終えて弁護士等になった法科大学院修了生による学習支援を正規カリキュラムとは別に行ったりなどしてきました。今般、令和3年2月に公表された中教審の法科大学院等特別委員会の報告書では、修了生や法律実務家等による学習支援をカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるようさらに促進すべきであるとされています。

学習院大学法科大学院では、今回のカリキュラム改正で、従来の「法学入門演習」(1単位)を改変して、「法学入門演習1」と「法学入門演習2」に分けるとともに単位を倍増し(各2単位)、さらに前期に開設する「法学入門演習1」に従来の修了生

による学習支援を取り込んで、正規カリキュラム化することにしました。

「法学入門演習1」についてご紹介しましょう。専任の研究者教員1名と非常勤の修了生3名が担当します。非常勤の3名は、主として憲法、民法、刑法の学習を支援します。専任教員はコーディネーター役で、すべての授業に参加します。未修者には、法律をまったく学んだことがない人から、法学部を出て入るけれど特に今まで司法試験の勉強をしてこなかった人など、様々な人がいます。ところが、法科大学院では、1年第1学期の初めから、憲法、民法、刑法を中心とした法律専門科目の授業が一律かつ一斉に開始されます。ですから、面くらひ、戸惑う人がいても、ちっともおかしくありません。学修面や生活面だけでなく、精神的にもきつくなることもあるでしょう。こうした戸惑いを少しでも和らげることが、この授業の目的です。法文書や条文を読む手助けをしたり、法的な議論のやり方などについてアドバイスをしたりする必要があるかもしれません。また、憲法、民法や刑法の正課の授業で使っている教科書を、授業とは少し異なった視点から読んでみることも有益かもしれません。さらには、答案の書き方がわからない、という声を、今までよく耳にしました。したがって、法律の文書を書く学習も必要でしょう。

ところで、生活面、精神的な支援ということであれば、学部から直接2年生に既修者として入学してきた学生にも、必要があるかもしれません。また、本学のように、行政法と会社法について既修者認定をしていない法科大学院では、それらの科目についての学修面での支援も必要とされるかもしれません。実際、従来の修了生による学習

支援は、2年生に対しても行われてきました。そこで、この科目は、1年生だけでなく2年生も選択できるようにしました。今年度の履修状況を見て、次年度に改善を図っていく予定です。

一応、シラバスには、15回分の授業内容が明記されています。しかし、受講生がどのようなバックグラウンドを持っているかによって重点の置き方が変わってもおかしくありません。受講生が日々の正課授業で抱く疑問等に答えていく中で、授業内容を柔軟に変更することもあるでしょう。さらには、法科大学院教授会等の要請があれば、それがこの科目を担当する専任教員を通じて他の3名の非常勤の先生にも伝えられ、新たな教育内容が加わるかもしれません。2年生の履修者がいる場合には、その者達に対応した論述指導等が必要になるかもしれません。新たな試みの授業です。走りながら内容を考えていきたい、そのような姿勢で、初年度は授業に臨もうと思っています。

担当講師より

非常勤講師(第1期生)／奥田 誠

全体編の1~3を担当します。私には、大学の法学部に入学した当時、法律書に書いてあることがまったく理解できず、愕然とした苦い思い出があります。授業では、自分はなぜわからなかったのか、どのようにして理解していったのかの記憶をたどり、最初にこれだけは押さえておいてほしいという初歩的なことを皆さんにお話するつもりです。そして、この授業が、できるだけ効率よく法律を学習し、使いこなせるようになるための第一歩となれば幸いです。

